

第8 産業立地促進資金

1 目的

県内の工場用地等に工場等を設置する者に対し、工場等の設置のための資金融資を行うことにより、県内への多様な業種の立地を促進し、もって地域産業の振興・高度化及び工場等の適正配置を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるもののほか、本資金における用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
産業団地	工業団地、流通団地又は業務団地をいう。
公共団体等	地方公共団体、地方公共団体が出資する法人、国（政府関係機関を含む。）をいう。
工場用地等	産業団地、地域未来投資促進法に規定する重点促進区域、農村産業法に規定する産業導入地区、低開発地域工業開発促進法に規定する低開発地域、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域、工場立地法に規定する工場適地又は都市計画法に規定する準工業地域、工業地域若しくは工業専用地域をいう。
工場等	工場、倉庫、事務所、研究施設その他これらと併せて設置する建物をいう。
地域未来投資促進法	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）をいう。

3 融資の種類

次のとおりとする。

(1) 新規立地促進融資

新たに県内の工場用地等を取得する場合や、県内の工場用地等に工場等を設置する場合の融資をいう。

(2) 知事特認

新規立地促進融資のうち、公共団体等により取得又は造成された県内の産業団地に工場等を設置する場合で、県内産業の維持・発展、雇用の確保に資すると知事が特に認めるものをいう。

(1) グローアップ融資

とちぎ産業成長戦略（令和8年3月栃木県策定）において「戦略3産業」、「未来技術」及び「重点支援成長分野」として位置づける産業及び技術等の成長分野における先進性のある大規模投資や、雇用創出又は中小受託事業者への発注等地域経済への波及効果の大きい大規模投資を行う場合の融資をいう。

4 融資対象

県内外の事業者で別表に該当するもの

5 資金使途

工場等を設置するために必要な設備資金で次に掲げるものとする。

(1) 新規立地促進融資

- ① 土地の購入資金（土地取得後3年以内に操業を開始するものに限る。）
- ② 工場等の建築資金
- ③ 機械等の購入資金（新規に限る。）

(2) グローアップ融資

- ① 工場等の建築資金
- ② 機械等の購入資金（新規、拡充に限る。更新は対象外とする。）

6 融資条件

次の表のとおりとする。

	新規立地促進融資	知事特認	グローアップ融資
融資限度額	10億円	20億円	5億円 ※下限は、5,000万円超
融資期間	12年以内 (うち据置2年以内)	15年以内 (うち据置3年以内)	12年以内 (うち据置2年以内)
融資利率	保証付き・責任共有制度 対象外 年 2.0%以内 保証付き・責任共有制度 対象 年 2.2%以内 保証なし 年 2.5%以内	保証付き・責任共有制度 対象外 年 1.5%以内 保証付き・責任共有制度 対象 年 1.7%以内 保証なし 年 1.8%以内	保証付き・責任共有制度 対象外 年 1.8%以内 保証付き・責任共有制度 対象 年 2.0%以内 保証なし 年 2.2%以内
信用保証	取扱金融機関の定めるところによる。		
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。		
その他	栃木県環境保全資金を既に利用し、又は利用しようとする者は、同一設備に対しては本資金の融資を受けることができないものとする。 その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。		

7 融資実行に係る手続

- (1) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の13に定めるとおりとする。また、保証付きでない融資を実行した際は、「融資実行報告書（保証なし分）（別記様式第3号）」を融資実行翌月10日までに知事に報告するものとする。
- (2) 新規立地促進融資を受けようとする者（知事特認を受けようとする者を除く。）は、工場等を設置する前に、取扱金融機関へ別表に定める添付書類を添えて取扱金融機関所定の融資申込書より申し込むものとし、当該工場等の操業を開始するまでに、借入れを終了するものとする。
- (3) 知事特認を受けようとする者（以下「知事特認申込者」という。）は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。
 - ① 「産業立地促進資金知事特認申込書（別記様式第9-1号）」（以下「特認申込書」という。）
 - ② 事業計画書、設計書、見積書、カタログその他知事が必要と認めるもの
- (4) 知事は、特認申込書の内容が地域経済への波及効果が大きく、県内産業の維持・発展、雇用の確保に資するものであると特に認めるときは、「産業立地促進資金知事特認認定書（別記様式第9-2号）」（以下「認定書」という。）を知事特認申込者に交付するものとする。
- (5) 知事特認申込者は、認定書の交付を受けたときは、工場等を設置する前に、取扱金融機関へ当該認定書及び別表に定める添付書類を添えて取扱金融機関所定の融資申込書により申し込むものとし、当該工場等の操業を開始するまでに、借入れを終了するものとする。
- (6) グローアップ融資を受けようとする者（以下「グローアップ融資申込者」という。）は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。
 - ① 「産業立地促進資金グローアップ融資事業計画認定申請書（別記様式第9-3号）」（以下「グローアップ融資申請書」という。）
 - ② 最近2期の決算書又はこれに類する書類
 - ③ 定款（法人の場合に限る。）
 - ④ 事業計画書、設計書、見積書、カタログその他知事が必要と認めるもの
- (7) 知事は、グローアップ融資申請書の内容が、先進性のある大規模投資又は地域経済への波及効果が大きい大規模投資であると認めるときは、「産業立地促進資金グローアップ融資事業計画認定書（別記様式第9-4号）」（以下「グローアップ融資認定書」という。）をグローアップ融資申込者に交付するものとする。
- (8) グローアップ融資申込者は、グローアップ融資認定書の交付を受けたときは、工場等を設置する前に、取扱金融機関へ当該認定書及び別表に定める添付書類を添えて取扱金融機関所定の融資申込書により申し込むものとし、当該工場等の操業を開始するまでに、借入れを終了するものとする。